

第2編

基本計画

序 章

1. 基本計画の背景

本町は、人を中心とした「ひとが生き生き」を目標像に、ないものねだりをするのではなく、今あるものを最大限に活用するためのしくみづくりを主眼にオンリーワンの「人を中心」としたまちづくりを進めてきました。

今後は、今までの考え方を引継ぎ、さらなる住民生活や満足度の向上のため、「ひと・まち・くらし・しごと」の全てが輝く「ええまち」を将来像に掲げその実現を目指します。

2. 基本計画の実施

基本計画では、基本構想で定めた6つの「まちづくりの柱」をもとに、政策分野別に計画を策定します。また、計画の実施においては、次の点を踏まえた課題解決を図ります。

- ・持続可能な開発目標（SDGs[※]）
- ・情報社会に続く新しい社会（Society5.0[※]）の実現に向けた新技術の活用

3. 計画の期間

本計画の期間は、基本構想の前期となる2020年度から2024年度までの5年間とします。

※SDGs

SDGs（エスディーゼーズ）とは、Sustainable Development Goalsの略称。

「誰一人取り残さない」持続可能な社会をつくるため、2015年9月の国連で採択された2016年度から2030年度までの15年間で世界的に取り組む開発目標のこと。SDGsでは、持続可能な社会を実現するため、普遍性、包摂性、参画型、統合性、透明性の5つを主要原則とし、進捗状況を測ることのできる指標が設定されている。

※Society5.0

Society5.0（ソサイエティー5.0）とは、Society 1.0（狩猟社会）、Society 2.0（農耕社会）、Society 3.0（工業社会）、Society 4.0（情報社会）に続く新しい社会として国が定める第5期科学技術基本計画で提唱された未来社会の姿のこと。AI（人工知能）やICT（情報通信技術）等の先端技術を生活や産業に活用し、全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、新たな価値を付加することで経済発展と社会的課題の解決を両立することのできる社会を目指している。

4. 基本計画の構成

将来像	まちづくりの柱	政策分野
<p>みんなで作る ええまち</p>	<p>誰もが誇れる・ええまち</p>	<p>地域づくり 自然環境・景観 歴史・文化</p>
	<p>子育てしやすい・ええまち</p>	<p>子育て 教育</p>
	<p>豊かで住みよい・ええまち</p>	<p>産業振興 商工観光</p>
	<p>ひとが輝く・ええまち</p>	<p>保健 福祉 医療</p>
	<p>暮らしやすい・ええまち</p>	<p>消防・防災 社会インフラ 情報インフラ</p>
	<p>開かれた・ええまち</p>	<p>財政運営 行政</p>

第1章 誰もが誇れる・ええまち

政策分野1 地域づくり

政策分野2 自然環境・景観

政策分野3 歴史・文化

政策分野1 地域づくり

【住民主体の持続可能な地域づくり】

◆主体性のある地域づくり

◆移住支援

現状・課題

本町は、人口減少・少子高齢化による地域の過疎化が進み、地域差はありますが、町内全域で集落機能が衰退し、なかには存続の危ぶまれる集落があります。

前計画で地域の核となる人材を育成するための支援を行い、一部の地域では、住民主体の地域活動が行われるようになりました。今後は、全ての地域が自らの課題を把握し、解決するために活動する地域づくりを進める必要があります。また、本町にゆかりのある方や移住者等の協力も地域づくりの重要な要素です。

移住対策は、移住に関する様々な取組や支援により、移住者が増加し、地域活性化につながっている一方、文化風習の違いなど地域住民と移住者の間で戸惑いが生じており、地域で移住者を受入れるための仕組みづくりを進める必要があります。

方向性（方針）

主体性や継続性のある地域づくりを進めます。

移住を円滑に行うことができるよう、地域と移住者をつなぐ仕組みづくりを進めます。

施策 主体性のある地域づくり

基本項目	事務事業	事業内容
主体性のある地域づくり	地域活動の支援	地域活動のきっかけづくりのための、意見交換会や研修会等を開催します。 地域や住民による主体的な活動を支援します。
	地域活動の情報発信・情報共有	町内外で取り組まれている先進的な事例や成功事例等を情報発信・情報共有します。

施策 移住支援

基本項目	事務事業	事業内容
移住支援	地域での受け入れ体制の推進	各地域で相談窓口や受け入れ支援体制の仕組みづくりを推進します。
	移住相談体制の整備	移住希望者に対して、円滑な相談対応等ができる仕組みや体制を整備します。
	お試し住宅等の利用促進	円滑な移住定住のため、本町での生活体験や地域を知ることができるよう支援します。

関連計画等

伊根町まち・ひと・しごと創生 地域人口ビジョン・地域総合戦略

政策分野2 自然環境・景観

【農山漁村景観の保全と継承】

- ◆景観保全の取組
- ◆自然環境保全の取組

現状・課題

本町には、四季折々の変化に富んだ豊かな自然が息づく農山漁村や、人々の生活の営みや文化によって培われてきた個性豊かな景観があります。これらは、住民だけでなく多くの人々をも惹きつける私たちの貴重な財産です。しかし、人口減少や産業構造の変化、訪れる人の増加などにより、これまで生活の営みによって保全されていた自然環境や景観は、大きな影響を受けています。釣り人等の不法投棄や海岸の漂着ごみなどは、景観を損ねているだけでなく自然環境にも悪影響を与え、後世に取返しのつかない負を残してしまいます。このような背景を受け本町は、景観行政団体に移行後、景観計画を策定し、景観条例と屋外広告物条例を制定しました。今後は、豊かな自然環境や景観を次世代へ引き継ぐことができるよう住民一人ひとりが身近にある自然環境や景観の価値を認識し、保全に向けた機運向上が必要です。

景観の価値を認識するためNPO法人「日本で最も美しい村」連合^{*}と世界で最も美しい湾クラブ^{*}へ加盟しました。NPO法人「日本で最も美しい村」連合は、加盟後10年が経過し一つの節目を迎えています。これまでの取組を振り返り、加盟当初の目的、理念を再確認するとともに、住民に周知し取組への参画を図ることが必要です。

方向性（方針）

失うと取戻すことのできない豊かな自然環境や景観を次世代へ引き継ぐため、自然環境・景観保全をまち全体の取組と位置付け、住民と行政の各立場からできる取組を進めます。

豊かな自然環境を守る取組の一環として、省エネルギー対策や風力発電等の再生可能エネルギー^{*}の利活用を目指します。

※NPO法人「日本で最も美しい村」連合

「日本で最も美しい村」連合は、失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観・文化を守りつつ、最も美しい村としての自立を目指す活動を行う自治体や地域からなるNPO法人。

※世界で最も美しい湾クラブ

湾を活かした観光振興と資源保護、そこに暮らす人々の生活様式や伝統の継承、景観保全を目的とした国際的な非政府組織。

※再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO2を排出しない」特徴がある。

施策 景観保全の取組

基本項目	事務事業	事業内容
景観保全の取組	景観保全・保存の推進	景観計画、景観条例、屋外広告物条例の定着を進めます。
	日本で最も美しい村の推進	NPO法人「日本で最も美しい村」連合*の理念のもと、地域住民や関係団体と一体となった取組を推進します。

施策 自然環境保全の取組

基本項目	事務事業	事業内容
自然環境保全の取組	環境保全の活動支援	地域や団体等によって、町内で実施される環境保全活動等を支援します。
	環境課題解決への模索	本町に合った再生可能エネルギー*に関する取組を進めます。 公共施設の省エネルギー対策を推進します。

関連計画等

伊根町景観計画

*NPO法人「日本で最も美しい村」連合

「日本で最も美しい村」連合は、失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観・文化を守りつつ、最も美しい村としての自立を目指す活動を行う自治体や地域からなるNPO法人。

*再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO2を排出しない」特徴がある。

政策分野3 歴史・文化

【文化財の保護と伝統文化の継承】

- ◆文化財の保護
- ◆伝統文化の継承

現状・課題

本町には、浦嶋伝説や徐福伝説のある古い歴史と、国指定重要文化財の「刺繍桐桜土筆文肩裾小袖^{*}」や「紙本著色浦島明神縁起^{*}」、国選定の「伊根浦重要伝統的建造物群保存地区」など多くの有形・無形の文化財があります。

町内の指定文化財は、無形民俗文化財がほとんどで、建物、石造物、美術工芸品等の有形文化財は地域の中に埋もれています。それらの調査や保存する取組は充分でなく、貴重な財産が破損、老朽、散逸していくことが懸念されます。また、地域に連綿と受け継がれてきた伝統芸能や祭礼行事等は、担い手不足のため休止している地域もあり、多くの無形民俗文化財の存続が危ぶまれています。これらの伝統行事等は、地域の文化の基盤であるとともに、心豊かな生活を実現するための貴重な財産であり、次世代へ継承していく必要があります。

方向性（方針）

文化財保護審議会を中心に、京都府などと協力し、町内に残る貴重な有形・無形文化財の保護と住民の文化財に対する意識の向上を図ります。

地域が受け継いできた伝統芸能や祭礼行事等の保護を図り、継承を促すことで地域の活性化を目指します。

施策 文化財の保護

基本項目	事務事業	事業内容
文化財の保護	文化財の指定と保存	貴重な文化財の指定を行います。
		文化財の修理、保存の支援を行います。

施策 伝統文化の継承

基本項目	事務事業	事業内容
伝統文化の継承	伝統芸能等への支援	伝統的な祭、芸能その他地域行事の継承のための活動の支援を行います。
	歴史の学習機会の提供	ふるさとの郷土愛を育むため、地域の歴史学習を行います。

関連計画等

伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区保存計画

※刺繍桐桜土筆文肩裾小袖

刺繍桐桜土筆文肩裾小袖（ししゅうきりさくらつくしもんかたすこそぞで）。宇良神社（浦嶋神社）所有の桃山時代の工芸品。

※紙本著色浦島明神縁起

紙本著色浦島明神縁起（しほんちゃくしよくうらしまみょうじんえんぎ）。宇良神社（浦嶋神社）所有の室町時代の絵画。



第2章 子育てしやすい・ええまち

政策分野4 子育て

政策分野5 教育

政策分野4 子育て

【地域で育む子育て日本一】

◆切れ目のない子育て支援と保育の充実

現状・課題

本町では、お子さまたんじょう祝金の交付や第3子以降の保育料無償化等の子育て世帯の負担軽減を含む子育て環境の充実に向けた取組等により、出生数は、近年おおむね10名を超え、年少人口^{*}は微増傾向にあるため、今後も取組を継続していく必要があります。また、放課後児童クラブの開設や低年齢児保育等により、子どもを持つ母親の就労割合は5年前よりも増加しており、さらに子育てと仕事を両立できる仕組みづくりが必要です。

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目のない相談支援を行っていますが、開設後間もないため、その存在と業務内容を広く周知することが必要です。

本町では、子育てに関する様々な事業を実施していますが、特に保育所に入所するまでの親子は集える場が少ないため孤立しない対策を講じる必要があります。

方向性（方針）

少子高齢化、地域の過疎化、家族形態の変化、女性の社会参加の進展など多様化する子育て環境や保育ニーズを的確に捉え、子育て環境の充実を図ります。

親子が孤立しないよう気軽に集える場所や相談できる体制を整え、子育てに関する不安の解消を目指します。

施策 切れ目のない子育て支援と保育の充実

基本項目	事務事業	事業内容
子育て環境の充実	子育て世代包括支援センターの運営	関係機関と連携して、切れ目のない包括的な相談支援を実施します。
	子育て支援センターの運営	未就園の親子が孤立しないよう子育て相談や交流の場を提供します。
	健全な児童の育成	心身ともに健全な児童の育成を推進するため、子ども達の学習の場や安心安全に遊べる場を提供します。
	経済的な支援	健やか子育て医療費助成制度や保育料の無償化など子育て世代への経済的支援を行います。
保育の充実	保育所の運営	多様化する保育ニーズに対応した保育所の運営を行います。
		適正規模でニーズを捉えた保育施設の効率的な維持管理を行います。
		保育サービスの質の向上を図るため、保育士研修等を実施します。

関連計画等

第2期伊根町子ども・子育て支援事業計画

^{*}年少人口

0歳から14歳までの15歳未満の人口のこと。

政策分野5 教育

【きめ細やかな教育の推進】

- ◆学校教育の充実
- ◆社会教育の充実

現状・課題

学校教育は、少子化による児童生徒数の減少、過疎による地域見守りの希薄化、交通事故や犯罪被害などの様々な問題と、情報通信技術の発達や国際化など目まぐるしく変化する社会の中で子ども達が安心して育っていくため、教育環境を充実させることが必要です。また、子ども達が自ら課題を見つけ、学び、考え、判断し、行動に移せる力を身に付けることが重要であり、少人数学級によるきめ細やかな学習支援が受けられる利点を生かしながら、少人数学級で不足する集団活動や様々な体験を提供していくことが必要です。

社会教育は、住民が広く文化・スポーツ活動に親しむ環境を充実させることが求められています。しかし、社会教育団体の加入者や対象者の減少により組織運営や行事等の活動が困難なため、住民の主体的な参画を進める必要があります。

一人ひとりが「人権」を理解し、互いを思いやる心を身に付ける必要があります。

方向性（方針）

学校・家庭・地域が一体となり、子ども達の「確かな学力」「健やかな身体」「豊かな心」の育成と安心して子育てを行えるまちづくりを目指します。

学校教育と社会教育の連携のもと、地域の特性を活かした多様な学習機会の提供など文化・スポーツ活動に親しむ環境の充実を図ります。

障害のある人や部落の差別を解消し、全ての人の人権が尊重されたまちづくりを進めます。

施策 学校教育の充実

基本項目	事務事業	事業内容
学校教育の充実	教育環境の充実	基礎学力の定着と思考力・判断力・表現力を育むため、授業以外での学習支援の充実を図ります。
		「聞く・読む・話す・書く」の英語4技能教育を強化するため、外国語指導助手や英語教育推進教員を配置します。
		教育費の無償化や奨学資金の貸与等の支援を行います。
		学習の支援や学校運営の効率化を図るため、情報通信技術等を活用した環境を整備します。
		地域と連携し、登下校を含む地域での子どもの見守りなど安全対策を推進します。
		学校施設の効率的な維持管理を行います。

施策 社会教育の充実

基本項目	事務事業	事業内容
社会教育の推進	社会教育の支援	心豊かに暮らせる環境づくりを推進するため、スポーツ・文化活動を行う団体を支援します。
		図書の実質貸し出しなど図書室の運営を行います。
	施設の維持管理	社会教育施設の効率的な維持管理を行います。
	学校、家庭、地域の連携	学校、家庭、地域が連携し、地域全体で子どもを健やかに育む取組を推進します。
人権を尊重するまちづくりの推進	相談体制の充実	宮津人権擁護委員協議会と協力し、憲法週間、人権擁護委員の日、人権週間等で特設相談を実施します。
	教育と啓発	生命の尊さ、優しさと思いやりの心を養うため、保育園、小学校で人権の花運動を行います。
		小学生の人権標語を冊子にして各戸に配布します。
		人権問題に関心や理解を深めるため、人権問題研修会を開催します。
	人権強調月間、人権週間に街頭啓発を行います。	

関連計画等

伊根町教育大綱

第3章 豊かで住みよい・ええまち

政策分野6 産業振興

政策分野7 商工観光

政策分野6 産業振興

【持続可能な農山漁村を目指した農林漁業への支援】

- ◆担い手の支援
- ◆6次産業化等の支援
- ◆野生鳥獣被害対策

現状・課題

農業は、水稲作を中心に、そば栽培、京野菜栽培等が行われ、一部酒米や飼料用米も作付けされています。近年は担い手の組織化が進み、集落営農や法人経営による農業が行われ、農村景観の保全にも寄与しています。2015年度以降新規就農者がおらず、後継者の不足や従事者の高齢化とリタイア[※]による従事者人口の減少、自然災害や野生動物による被害など農業を取り巻く問題を解決していく必要があります。

林業は、材価の低迷や不在地主の発生に伴い山林の放置が進み、林業振興のほか森林の公益的機能の発揮や災害の未然防止の観点から対策を講じる必要があります。

漁業は、水産会社による大型定置網漁を中心に、個人事業者による小型定置網、一本釣り、延縄、採貝藻、養殖など多様な漁業が行われています。近年は漁業を生業にしたい移住者が水産会社へ就職するケースも増え、京都府の研修制度による支援もあり水産会社に就職して漁業に従事する人数は維持されていますが、水産資源の減少や魚価の低迷、個人の漁業従事者の高齢化、厳しい労働環境による後継者不足といった問題があります。

産業全体では、担い手の増加のため所得向上を目指した6次産業化[※]等を推進する必要があります。また、産業基盤の老朽化が進んでおり計画的に修繕や更新を進めていく必要があります。

方向性（方針）

農林漁業における担い手不足の解消と、生産性の向上、経営の効率化、6次産業化[※]等による所得の向上を目指します。

産業基盤の継続的な利用のため、計画的な維持管理と整備を進めます。

野生鳥獣被害は、農林業だけでなく地域の生活環境にも影響があるため、地域協働での対策を進めます。

※リタイア

引退すること。退職すること。

※6次産業化

第1次産業の農林漁業者が、第2次産業の食品加工、第3次産業の販売や流通など生産から販売までの一連の流れを行うこと。

施策 担い手の支援

基本項目	事務事業	事業内容
担い手の支援	就業機会の充実	インターネット等による情報の発信や農林水産業の体験機会の提供を行います。
		海の民学舎*と連携し、漁業就業者の増加を図ります。
	新規就業者への支援	研修制度の活用や開業資金、事業開始時の生活等を総合的に支援します。
		空き家活用した従業員寮の整備など新規就業者の受入れのための住環境整備を支援します。
	就業者への支援	先進地の視察、新技術の習得など技術向上の取組を推進します。
		経営の多角化、規模拡大、効率化を目指す担い手に大型機械導入費用等を支援します。
生産活動を維持するための支援を行います。		
産業基盤の充実	産業基盤の整備	農道や用排水路等の農業施設の整備を推進します。
		林道や作業道等の林業施設の整備を推進します。
		水産物供給基盤整備事業機能保全計画に基づき、漁港施設の整備を推進します。
	施設の維持管理	施設の効率的な維持管理を行います。
	森林経営管理の推進	森林環境譲与税を活用し、放置された私有人工林等の適切な経営管理を推進します。
資源管理と生産性の向上	種苗放流や魚礁の設置、ほ場整備等を行います。	

施策 6次産業化等の支援

基本項目	事務事業	事業内容
販路拡大の推進	特産品ブランド化の推進	商標登録など他産地と差別化を図る取組を支援します。
	加工品・特産品の開発	生産物を使用した加工品や特産品の開発に対する取組を支援します。
	流通体制の支援	町内外への販売ルートの開拓を支援します。
既存の交流施設を利用した朝市等により、余剰生産物の有効利用や販売促進を図ります。		
地産地消の推進	町内での取組の支援	伊根町地産地消推進方針に基づき、町内の地産地消に係る取組を支援します。
	農水産物普及拡大	伊根町地産地消推進方針に基づき、学校・保育所給食への地元農水産物の利用促進を図ります。

※海の民学舎

京都府が平成25年度に策定したアクションプラン「海の民人育成プラン」に基づき、豊かで魅力ある京都府の海を守り、将来の漁業や漁村を支えるための人材を育成する学びの場とするため、漁業団体と地元自治体が協働して開講(平成27年4月開講)。

施策 野生鳥獣被害対策

基本項目	事務事業	事業内容
鳥獣被害対策の推進	捕獲体制の整備	免許取得者増加のため、狩猟免許取得経費を支援します。
	有害鳥獣の個体数を減らす取組	地域の協力を得て、捕獲檻の設置を推進します。
		ニホンザルによる農作物被害や家屋侵入被害等の減少を図るため、群れの個体数調整を実施します。
	鳥獣被害を減らす取組	被害防止のための侵入防止対策を支援します。
		研修会の開催や広報活動により有害鳥獣に関する知識の普及啓発と情報提供を行います。
		有害鳥獣を人里から遠ざけるため地域での追い払い活動を支援します。

関連計画等

- 伊根町地産地消推進方針
- 伊根町鳥獣被害防止計画
- 水産物供給基盤整備事業機能保全計画

政策分野7 商工観光

【伊根浦を核としたまち全体が豊かになる観光の推進】

- ◆商工観光業の振興
- ◆事業者等への支援
- ◆観光基盤施設の運営

現状・課題

本町の工業の中心だった機業は、繊維業界の不況や高齢化により衰退し、現在ではほとんど残っていません。また企業立地に適さないため企業誘致は望めず、機業に替わる新たな工業の進出も見られません。

観光分野では、前計画で伊根浦舟屋群を核とした観光振興を推進し、集客施設の整備等に取り組んだ結果、民間宿泊施設の増加にもつながり、2008年頃から25万人前後で推移していた観光入込客数は、2017年に30万人を突破しました。増加する国内外の観光客の対応として、無料Wi-Fi^{*}の整備やマナーブックの作成、ホームページの多言語化等を実施していますが、観光客の受皿不足や観光公害^{*}等の問題が大きくなり対策が必要となっています。舟屋は個人の所有物であり、人々の生活の場であるため、伊根浦を核とした観光振興には住民への配慮が不可欠です。訪れる人だけでなく、そこに暮らす人が幸せを感じることのできる観光施策の推進が必要となっています。

今後は、飲食小売りなどの商工業や農林漁業と連携し、観光客の増加に伴う経済効果をまち全体が実感できる施策の展開が求められます。

方向性（方針）

伊根地区から他地域への観光ネットワークや町内全体で連携した観光関連産業の構築と、観光客の受皿の充実を図りながら、通過型観光^{*}から滞在型観光^{*}への移行を目指します。

伊根町の地域資源である舟屋を核とした観光振興を継続し、交流人口^{*}の更なる増加を目指します。

観光客のマナー向上を図り、観光公害^{*}の軽減を目指します。

※Wi-Fi

Wi-Fi（ワイファイ）とは、無線LANと同義。無線でインターネットに接続する方法。

※観光公害

観光に訪れた人による、私有地への無断侵入やプライバシーの侵害、騒音、ごみのポイ捨てなど観光の弊害のこと。

※通過型観光

道路交通網の整備等により、来訪が容易となったことで滞在時間が減少している観光。滞在時間が短いため観光消費につながりづらく、地域経済への良い効果が少ない。

※滞在型観光

1箇所に滞在し、体験プログラムや周辺の観光も楽しむ観光。滞在することで地域経済への波及効果や地元との交流、リピーター化が期待できる。

※交流人口

観光に訪れた人のこと。

施策 商工観光業の振興

基本項目	事務事業	事業内容
観光地としての伊根浦の創造	住民と観光客との共存	生活の場と観光地の両立に向け、観光マナーの普及啓発を図ります。
	観光事業者の育成	観光客に質の高いもてなしを提供し満足度を向上するため、観光事業者向け講習会等を実施します。
誘客対策の強化	情報発信の充実	観光協会と連携し、国内外に向けた情報発信を行います。
	外国人観光客の対応	多言語に対応できる受入れ体制の充実を図ります。
連携による相乗効果の創出	伊根浦から町内各地への波及	伊根浦と町内各地を結ぶ観光ネットワークの構築を目指し、商工業や農林漁業と連携した観光メニューの開発を促進します。

施策 事業者等への支援

基本項目	事務事業	事業内容
事業者の支援	経営改善の推進	商工観光業の経営改善に資する事業を支援します。
	起業の促進	町内での新たな起業を支援します。
団体の支援	団体の支援	商工会が行う商工業者の指導や相談など商工振興事業に対し支援します。
		観光協会が行う交流人口の拡大・情報発信など観光振興事業に対し支援します。
		海の京都DMO※が推進する北部7市町の連携とネットワークの強化を図り「観光地域づくり」を支援します。

施策 観光基盤施設の運営

○現存施設を最大限に生かし、創意工夫により集客力を高めます。

基本項目	事務事業	事業内容
観光基盤施設の管理運営	施設の運営	観光施設の更なる魅力の創出のため民間活力を活用し、施設の効率的な運営を推進します。
	施設の維持管理	施設の効率的な維持管理を行います。

※海の京都DMO

DMO（ディエムオー）とは、Destination Management Organizationの頭文字。

海の京都DMOは、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社の通称。

京都府北部5市2町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）の連携とネットワークの強化を図り、観光地経営の視点で観光地域づくりをマネジメントするため、各観光協会が経営統合して設立された組織のこと。



第4章 ひとが輝く・ええまち

政策分野 8 保健

政策分野 9 福祉

政策分野10 医療

政策分野8 保健

【健康で生き生きとした暮らしの実現】

- ◆主体性のある健康づくり
- ◆安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり

現状・課題

健康増進のためには、運動・栄養や、喫煙・飲酒など個人の生活習慣の改善が必要ですが、本町の特定健診の受診者問診票から、運動習慣のない人等や、生活習慣の改善意欲が低い人が多いといった問題が浮き彫りになっているため、健康課題のある人が自ら生活習慣改善に取り組めるような支援を強化する必要があります。

本町の健診受診率は高いものの、一方で健診を受けない人が固定化・常態化しており、これら未受診者の特定健診やがん検診を受診勧奨し、病気の早期発見・早期治療につなげる必要があります。

母子保健は、産婦健診や産後ケア事業等の各種相談・健診・教室や、不妊治療費や新生児聴覚検査費の助成等経済的な支援を実施しており、今後も妊娠・出産や不妊への不安を解消し、安心して出産できる環境づくりが必要です。

方向性（方針）

住民が自らの健康は自ら守るとの意識を持ち、健康診断やがん検診を受診し、生活習慣の改善や健康づくりを進め、健康寿命の延伸を目指します。

妊娠・出産・子育てに不安や負担を感じることなく、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる環境づくりを目指します。

施策 主体性のある健康づくり

基本項目	事務事業	事業内容
主体性のある健康づくり	各種健診の実施	様々なライフステージ*に応じた健康状態の把握のため、妊娠期、乳幼児期、成人期、高齢期等の健診を実施します。
	健診未受診者対策の実施	健診未受診者への受診勧奨を実施します。
	情報の提供	利用可能な助成や保健事業など健康に関する情報を提供します。
	相談・保健指導の実施	指導や支援が必要な方へ相談や保健指導を行います。

施策 安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり

基本項目	事務事業	事業内容
安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり	妊娠・出産・子育ての支援	妊娠・出産・子育ての不安や負担の解消を図るため、相談や保健指導を実施します。
		不妊治療費助成等の経済的支援を引き続き行います。

関連計画等

- 第2期伊根町子ども・子育て支援事業計画
- 伊根町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画
- 第8次伊根町高齢者健康福祉計画<第7期介護保険事業計画（一体型）>

*ライフステージ
人間の一生で、小児期・青年期・壮年期・高齢期等のそれぞれの段階のこと。

政策分野9 福祉

【住み慣れた地域で自分らしく】

◆みんなが支え合う福祉のまちづくり

現状・課題

本町の強みは、お互いの顔が見える関係があり、人情豊かでつながりの強いところです。地域の全体を把握でき、個々の情報が伝わりやすく、お互いの穏やかな助け合いの関係が築け、気軽に相談できる環境にあります。そのような中、老人クラブやふれあいサロン、ボランティア活動等も活発ですが、少子高齢化と人口減少による過疎化により、ボランティア活動等の後継者が不足し、高齢者世帯や一人暮らし高齢者、今では特に認知症のある方が増加しています。地域の中で集まる機会や場所が減っていく中で、家族形態の変容や晩産化により「育児」と「介護」を同時に行うダブルケアや、「仕事」と「介護」の両立など介護者自身の抱える問題も多様化しており、保健・福祉・医療・介護サービスを切れ目なく安心して利用できる地域包括ケアシステム^{*}の深化が求められています。住民や関係機関との協働により、地域全体で支え合う関係の再構築と連携が必要になっています。

方向性（方針）

子ども・障害のある人・高齢の方など誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、自助・共助・公助^{*}の適切な役割分担と推進を図り、限られた資源を活用しながら地域共生社会の実現を目指します。

※地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が地域で一体的に提供される体制のこと。

※自助・共助・公助

「自助」は一人ひとりが努力すること。「共助」は隣近所や地域で支え合い助け合うこと。「公助」は法律や制度等に基づいて行政が行うサービスのこと。

施策 みんなが支え合う福祉のまちづくり

基本項目	事務事業	事業内容
高齢者等の包括的支援	地域包括支援センターの運営	関係機関と連携して、切れ目のない包括的な相談支援を実施します。
		在宅で医療と介護の一体的なサービスを提供することができるように、在宅医療介護連携を進めます。
		重度化の防止や自立支援のため、リハビリ等を実施します。
		介護者の精神的負担の軽減のため、介護者交流会等を開催します。
		介護用品等の購入に対する経済的支援を実施します。
		認知症への正しい理解について啓発を行います。
	見守りネットワークによる認知症の方などの見守りを推進します。	
日常生活の支援	買い物支援など、高齢者等の日常生活を支える取組を推進します。	
障害のある人への支援	相談窓口の設置	適切なサービスを提供するため、障害者生活支援センターの運営を支援します。 手話通訳者派遣や交通費助成等の生活の支援を行います。
	障害に対する理解の促進	障害への正しい理解について啓発を行います。
権利擁護の推進	成年後見制度の普及啓発	成年後見制度の利用促進を図るため、普及啓発を実施します。
	虐待の防止と迅速な対応	虐待の防止のために関係機関や地域全体が連携し、必要時には迅速な対応を行います。
担い手の養成	福祉教育・体験学習の推進	人を思う心（福祉の文化）の醸成を図るため、福祉教育や体験学習、交流会、研修会を実施します。
	福祉人材確保の支援と育成	人材の確保に向けた取組の支援と人材育成のための研修会を行います。
生きがいの創出	居場所づくりへの支援	地域主体の居場所づくりや老人クラブ、特定非営利活動法人によるサロン活動等を支援します。
	就労機会の確保	高齢者の就労機会の確保を行います。
	社会参加の促進	社会の中で生きづらさを抱えている人の孤立を防止する取組や復帰に向けた取組を行います。

関連計画等

- 第2次伊根町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 第8次伊根町高齢者健康福祉計画 <第7期介護保険事業計画(一体型)>
- 伊根町第2次障害者基本計画・第5期障害福祉計画
- 第2期伊根町子ども・子育て支援事業計画

政策分野10 医療

【地域で安心して暮らせる医療体制の充実】

◆医療体制の充実

現状・課題

町内の医療は、伊根・本庄国保診療所で診療事業を実施しており、常勤医師は不在ですが、府立医科大学附属北部医療センターや近隣の医療機関から医師の派遣を受けて、両診療所での診療体制を確保しています。高齢化率が顕著な本町にとって、高齢者の通院にも配慮した伊根町コミュニティバスを運行していますが、自宅から病院へ直接移動したい要望は根強く、福祉有償運送事業者による通院運送も行われています。

近年は最期まで自宅で過ごすことを希望される方のため、住み慣れた家で安心して在宅療養ができるよう、保健・福祉・医療が連携して支援できる体制が求められています。医療分野では、安心して在宅療養ができるよう看護師がかりつけ医と連携し、訪問看護サービスを提供しています。しかし、それら支援を担う専門職の人材は、京都府北部域といった広域においても不足しており、今後の人材を確保することが大きな課題となっています。

休日等の時間外診療は、宮津与謝地域で休日在宅当番医制度や宮津市休日応急診療所を開設し、夜間は京都府立医科大学附属北部医療センターで応急診療を受入れています。救急の場合は、救急車による搬送のほか、緊急性や重篤性が顕著な場合はドクターヘリにより搬送され、迅速で確実な救命医療が実現しており、本町の不利な地理的条件が大きく改善されました。

方向性（方針）

住民が安心して暮らせる持続可能な医療体制の充実を目指します。

24時間、365日応急的な処置が受けられる医療体制と、症状に応じた救急、救命搬送体制を推進します。

施策 医療体制の充実

基本項目	事務事業	事業内容
医療体制の充実	診療体制の確保	診療所のあり方、常勤医師の配置も含め定期的に見直し、地域に適した持続可能な医療体制を確保します。
	一次医療*の推進	診療所医師を「かかりつけ医」として利用できる体制を整えます。
	在宅医療の提供	住み慣れた自宅で安心して医療が受けられる体制を充実させるため、往診、訪問看護、訪問リハビリ等の在宅医療を提供します。
	専門職の確保	雇用、外部派遣、委託等により、医療体制に必要な人材確保を図ります。
		地域医療の充実に必要な医師、看護師の養成、確保を図るため、地域医療確保奨学金等の支援を行います。
通院手段の確保	通院患者の要望に配慮し、公共交通による通院しやすい環境を整えます。	
救急医療体制の確保	応急医療体制の確保	休日応急診療所開設を維持します。
		休日在宅当番医制度を維持します。
	救急搬送体制の確保	迅速確実な救急搬送体制を維持します。

※一次医療

外来診療のこと。一次医療機関は、かかりつけ医や日常生活での軽度のけがや病気に対する医療を提供する診療所等のこと。



第5章 暮らしやすい・ええまち

政策分野11 消防・防災

政策分野12 社会インフラ

政策分野13 情報インフラ

政策分野11 消防・防災

【防災まちづくり】

◆消防防災力の強化

現状・課題

人口減少や少子高齢化により消防団員が減少し、必要な消防団員の確保が難しくなり、今後、適切な配置ができなくなるおそれがあります。また、消防団員の活動拠点となる消防施設や消防資機材が老朽化しており、計画的な整備・更新が必要です。

急峻な山が間近に迫った僅かな土地に人家が建ち並び危険が予想される箇所が多数存在しており、未実施の急傾斜地崩壊、土石流、治山等の対策が必要です。

大規模災害発生時には、公助（行政、消防、警察など）の機能に限界があるため、自助・共助の観点から、地域内の自主防災の重要性が増しています。また、交通が遮断され支援物資が届かない可能性があるため被災者用の備蓄品を整備する必要があります。

本町の近くにある山田断層等で大地震発生の可能性があるため、建築物の耐震化を促進する必要があります。

方向性（方針）

未入団者への入団促進を図り消防団員を確保するとともに、計画的な消防施設や消防資機材の更新を行い消防力の維持・強化を図ります。

災害対策工事を国、京都府に対して要望し、危険箇所の解消を推進します。

ハザードマップ等により災害危険箇所や避難所を周知し、避難情報等の迅速的確な伝達や適切な避難行動を促すことにより、土砂災害等による人的被害の防止を図ります。

京都府との連携により災害発生時に必要な防災備蓄品の確保を図り、大規模災害に備え「自らの命は自らが守る、地域はみんなで守る」の基本理念のもと住民の防災意識を高め、地域の防災力向上を目指します。

建築物の耐震診断や耐震改修を進め、地震に強いまちづくりを目指します。

施策 消防防災力の強化

基本項目	事務事業	事業内容
消防力の維持・強化	消防団員の確保	一世帯から複数入団を促進するなど幅広く消防団員の募集を行います。
	消防資機材の整備	計画的に消防施設の整備や消防資機材の更新を行います。
防災力の向上	防災意識の向上	防災意識の向上を図るため防災訓練を通じて、ハザードマップや避難方法等の周知を行います。
	防災備蓄品の整備	計画的に防災備蓄品の整備や更新を行います。
	災害伝達方法の整備	J-アラート*と連動した屋外拡声器の整備を行います。
	自主防災組織の育成	自治会等を単位とした共助活動を推進するため、自主防災組織の設立や運営を支援します。
防災施設等の整備	災害対策工事の推進	急傾斜地崩壊対策事業や治山事業等の実施を要望します。
	耐震化の推進	建築物の耐震化を支援します。
		防災施設の耐震化や建て替え等を行います。

関連計画等

伊根町地域防災計画

伊根町建築物耐震改修促進計画

※J-アラート

J-アラート（ジェイ アラート）とは、全国瞬時警報システムの通称。

通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムのこと。

政策分野12 社会インフラ

(1) 生活インフラ

【安定した上下水道事業の運営と適正なごみ処理】

- ◆水道水の安定供給
- ◆生活排水の適正処理による自然環境の保全
- ◆循環型社会の推進と廃棄物の適正処理

現状・課題

本町は、簡易水道事業により水道水を供給しており、給水人口は94%となっています。未給水地区では、安心、安全な水の供給のため、管理指導や水道施設費用補助など適切な支援を図る必要があります。また、給水区域では、水道水の安定供給の継続のため、計画的な施設の更新と健全な財政運営が必要です。

生活排水処理は、本庄浜、新井、蒲入、伊根の4地域で集合型生活排水処理施設を整備し、その他の地域は合併処理浄化槽設置整備事業を推進していますが、水洗化率は未だ低い状況であり、生活水準の向上や水質汚濁防止のため集合型生活排水処理施設の接続と個別での合併処理浄化槽の設置が必要です。

集合型生活排水処理施設は、継続的で安定した施設の提供のため、計画的な施設の更新と健全な財政運営が必要です。

し尿や浄化槽汚泥の処理は、与謝野町に処理を委託していますが、処理施設が老朽化しており、今後処理施設の確保が必要です。

本町が処理する一般廃棄物は、観光客の増加による大きな変化は見られませんが、持続可能な生活を維持するため、今後も再資源化や減量を図りながら、適正に処理を行う必要があります。

不法投棄行為は、自らの責任を放棄し他人の迷惑を省みない悪質な行為であり、現在も後を絶ちません。世界的に注目されているマイクロプラスチック*による海洋汚染は、これまでの不法投棄等による環境汚染が蓄積された結果であり、これ以上増やさないための取組が必要です。不法投棄されたごみのほか、海岸に漂着したごみ、災害により発生したごみ等についても適正に処理を行う必要があります。

方向性（方針）

住民の豊かで住みよく、持続可能な生活環境整備を進めます。

簡易水道事業と下水道事業の安定した経営と事業の効率化を進めます。

ごみの抑制、水質汚濁防止などの環境保全施策を推進し、生活水準の向上と環境負荷の低減を目指します。

*マイクロプラスチック

環境中に存在する微小なプラスチック粒子のこと。

施策 水道水の安定供給

- 水道の需要を的確に予測しながら、必要な水量の供給を行います。
- 水道未普及地域の簡易水道事業化への要望を確認しながら、既存施設の適切な支援を行います。

基本項目	事務事業	事業内容
水道の安定供給	簡易水道事業の安定した経営	施設の効率的な維持管理を行います。
		経営状況の把握のため公営企業化を行います。
		京都府北部5市2町による広域連携が可能な事務事業の検討を行い経費削減と効率化を図ります。
	災害時等における給水継続可能な体制と施設の整備を推進します。	
	未普及地域への対応	施設の整備や管理に係る技術的・財政的な支援を行います。

関連計画等

- 伊根町水産飲雑用水施設長寿命化計画
- 伊根町簡易水道事業基本計画

施策 生活排水の適正処理による自然環境の保全

- 生活水準の向上と自然環境の保全のため、地域ごとの適正な排水処理方法を見直ししながら、水洗化を推進します。

基本項目	事務事業	事業内容
生活排水の適正処理	生活排水処理施設接続の推進	生活水準の向上や水質汚濁を防止するため、生活排水処理施設への接続向上に向けた啓発活動を推進します。
	集合型生活排水処理施設の安定した経営	施設の効率的な維持管理を行います。
		経営状況の把握のため公営企業化を行います。
	合併処理浄化槽の普及促進	浄化槽設置区域における戸別の合併処理浄化槽の設置と維持管理を支援します。
し尿等の適正処理	し尿等の処理	将来のし尿等処理について近隣市町と連携し対策を進めます。

関連計画等

- 伊根町水洗化計画
- 伊根町漁業集落排水処理施設長寿命化計画
- 宮津与謝地域循環型社会形成推進地域計画
- 伊根町生活排水処理基本計画

施策 循環型社会の推進と廃棄物の適正処理

基本項目	事務事業	事業内容
循環型社会の推進	ごみの発生抑制	広報活動や説明会の実施により、減量化等のごみ発生抑制の啓発を行います。
		堆肥化や軽量化等ごみの減量化を促進するため生ごみ処理機等の購入を支援します。
	ごみの再資源化、再利用の推進	再資源化を促進するため地域団体等が実施する集団回収に対し支援を行います。
		リユースショップ*など再利用して循環させる仕組みを推進します。
適正なごみ処理の推進	環境の保全対策	不法投棄・海岸漂着ごみのパトロールを実施します。
		災害廃棄物や大量漂着ごみの処理体制の構築を図ります。

関連計画等

- 伊根町一般廃棄物処理基本計画
- 伊根町一般廃棄物処理実施計画
- 伊根町分別収集計画
- 宮津与謝地域循環型社会形成推進地域計画
- 伊根町災害廃棄物処理計画

※リユースショップ

リユースショップとは 中古品を取り扱う店舗のことで、リサイクルショップとも言われている。
まだ使えるものを繰り返し使うことを「リユース」と言う。

(2) 交通インフラ

【安心安全な道路と公共交通の確保】

◆道路の整備と管理

◆公共交通の確保

現状・課題

町道は、農道、林道、里道の役割が強い路線や利用の少ない路線が多く、全路線を限られた予算で適正に整備管理することが困難な状況です。このため、必要性や費用対効果を勘案し計画的に整備と管理を実施する必要があります。また、台風や豪雨、豪雪等の自然災害により道路の通行止めや集落の孤立が発生しているため、道路の防災、減災、強靱化への対策が必要です。

国府道は、未整備区間が多く残っているため、地域から早期着手が望まれています。

高規格幹線道路は、京都縦貫自動車道に引き続き山陰近畿自動車道の整備が進められ、地域の経済産業活性化のため早期の全線開通が望まれています。

公共交通は、路線バスが唯一の公共交通機関で、主に高校生の通学、府立医科大学附属北部医療センターへの通院の他、外国人旅行者の利用があります。2017年10月から運賃上限200円バスの本格運行が開始され、路線バスの利用者数は増加していますが、利用者が少ない便や区間は減便や廃止が実施されています。

町内の交通空白地^{*}を運行する伊根町コミュニティバスは、診療所の通院や伊根小学校への通学で一定の利用はありますが、それ以外の利用が伸びていません。このため2019年4月から町が運賃を負担する利用促進事業を実施していますが改善がみられないため、今後は地域の実情に合った持続可能な公共交通の在り方を検討する必要があります。

方向性（方針）

町道は、利用状況や地域特性を考慮し、計画的で適正な整備や維持管理を進めます。

国府道や高規格幹線道路は、防災、減災、強靱化と整備の促進を図ります。

公共交通は「乗って残そう公共交通」を合言葉に、路線バスの運行が維持されるようバスの利用促進を図ります。また、町内の持続可能な公共交通の確保を目指します。

^{*}交通空白地

公共交通のない地域のこと。

施策 道路の整備と管理

基本項目	事務事業	事業内容
町道の整備と維持管理	町道の整備	既存道路の拡幅、防災対策、交通安全対策等の改良を計画的に実施します。
	町道の維持管理	施設の効率的な維持管理を行います。
		町道被害や交通事故の防止を図るため巡視や点検を実施します。
		冬期の生活道路を確保するため計画的な除雪を実施します。
被災道路の早期復旧	自然災害等による被災時の復旧を迅速に実施します。	
国府道・高規格幹線道路の整備促進	国府道の整備促進	未整備区間の整備促進を要望します。 災害に強い道路整備を要望します。
	高規格幹線道路の整備促進	山陰近畿自動車道の整備促進を要望します。

関連計画等

- 伊根町道路整備計画
- 伊根町橋梁長寿命化計画
- 伊根町トンネル修繕計画
- 道路舗装維持修繕計画
- 道路維持管理計画
- 道路除雪計画
- 通学路交通安全プログラム

施策 公共交通の確保

基本項目	事務事業	事業内容
公共交通の確保	路線バスの維持確保	路線バスを維持継続するため運行支援を行います。
		関係機関に路線バスの利用を促進します。
	町内交通手段の確保	伊根町コミュニティバスは利用状況に応じてダイヤ改正や路線の改廃を行います。 地域の実情に合った利用しやすい公共交通手段の確保を図ります。

(3) 住宅インフラ

【住宅の供給と空き家対策】

◆町営住宅の供給

現状・課題

町営住宅は、公営住宅34戸・特定公共賃貸住宅8戸・定住化促進住宅22戸（世帯向け9戸、単身者向け13戸）を供給しています。

公営住宅は、入居基準に満たず入居できないことや立地等の利便性を理由に入居に至らないことが多く、地域によっては空室が増加しています。また、特定公共賃貸住宅や定住化促進住宅は、入居の希望者が多く供給が不足しているため定住の機会が失われています。

町営住宅は、老朽化や生活水準の変化に応じた計画的な修繕が必要であり、将来の住宅需要を見据えた住宅供給を行う必要があります。

個人の住宅は、人口減少や過疎化により地域内に空き家が増え、管理されていない空き家は倒壊の危険も生じています。本町では、空き家バンク制度^{*}を実施していますが、需要と供給が一致していないため空き家の解消が進んでいません。

方向性（方針）

町営住宅は、良質な住宅の安定的な供給を行い町内への定住化を推進し、計画的な維持管理による継続的で適正な管理を図ります。

施策 町営住宅の供給

○住宅の種別に応じ将来需要を予測した住宅団地の整備について、廃止、用途の変更、空き家活用を含めた検討を行い、住宅の供給を計画します。

基本項目	事務事業	事業内容
住宅の供給	住宅の整備	住宅需要を踏まえた住宅団地の整備を計画します。
	住宅の維持管理	施設の効率的な維持管理を行います。

^{*}空き家バンク制度

空き家バンク制度とは、移住支援を目的に空き家物件情報を地方公共団体のホームページ上などで提供し、持ち主と希望者をつなげる仕組みのこと。

政策分野13 情報インフラ

【スマートタウン伊根町】

◆スマートタウン^{*}の推進

現状・課題

本町は、2016年3月に町内一円に光ブロードバンドサービス^{*}を整備し、伊根地区の5か所で伊根町無料公衆無線LAN^{*}サービス「Ine Town Free Wi-Fi^{*}（イネタウンフリーワイファイ）」の運用を開始しました。さらに2019年度各世帯にタブレット端末^{*}を配布し、防災行政無線に替わる行政情報配信システム「伊根町ネットワーク回覧板（通称：いねばん）」を整備しました。今後は、伊根町ネットワーク回覧板が本町の情報インフラ^{*}として定着するよう、様々な事業での活用が必要です。また、伊根町ネットワーク回覧板の活用により、紙媒体で対応している行政サービスの経費削減や事務の効率化を図る必要があります。

新たな通信網の整備については、莫大な導入費用や運用費用が生じることから、行政による整備は困難な状況です。

国が定める「第5期科学技術基本計画」においては、AI^{*}やICT^{*}等の最新技術を活用した経済発展と地域課題解決が求められています。

方向性（方針）

本町の自治体規模にあった技術の導入により、迅速で正確な情報発信と事務の効率化を図ります。

※スマートタウン

先端技術等を活用してエネルギーや交通などの社会基盤を効率的に管理・運用し、環境に配慮しながら、住民にとって、より良い暮らしの実現を図ること。

※光ブロードバンドサービス

光ファイバー回線を利用した高速で大容量のデータ通信ができるサービスのこと。

※無線LAN

LAN（ラン）とは、ローカル・エリア・ネットワーク（Local Area Network）の頭文字。インターネットに無線で接続するシステムのこと。

※Wi-Fi

Wi-Fi（ワイファイ）とは、無線LANと同義。無線でインターネットに接続する方法。

※タブレット端末

ネットワークサービスを利用するための携帯端末のこと。

本町が、防災行政無線に代わる行政情報配信システムとして各戸配布する携帯端末のこと。

※情報インフラ

情報インフラとは、有線無線を問わず、ネットワークに接続する情報通信に必要な基盤や技術のこと。

※AI

AI（エー・アイ）とは、人工知能（Artificial Intelligence）の頭文字。

言語の理解や推論、問題解決等の知的行動を人間に代わってコンピューターが行う技術。

※ICT

ICT（アイ・シー・ティー）とは、情報通信技術（Information and Communication Technology）の頭文字。

情報処理だけでなく、通信技術を活用したコミュニケーション、情報や知識の共有など人と人がつながること。

施策 スマートタウン^{*}の推進

- 伊根町ネットワーク回覧板を本町の情報インフラ^{*}として位置付け、定着を図ります。
- 情報インフラ^{*}を介して、住民・行政・事業所・団体がつながり、まちの発展に寄与する仕組みづくりを進めます。
- 情報インフラの推進にあたり、個人情報保護やセキュリティ対策を十分に行います。

基本項目	事務事業	事業内容
情報インフラの活用	正確な情報伝達	迅速で正確な情報伝達的手段として、伊根町ネットワーク回覧板の活用を推進します。
	経費削減と事務の効率化	紙媒体で運用している行政サービスについて、サービスの低下に配慮しながら、伊根町ネットワーク回覧板等への移行を推進します。
	他の事業との連携	本町の様々な事業に伊根町ネットワーク回覧板のタブレット端末 [*] を活用し事務の効率化を図ります。

※スマートタウン

先端技術等を活用してエネルギーや交通などの社会基盤を効率的に管理・運用し、環境に配慮しながら、住民にとって、より良い暮らしの実現を図ること。

※情報インフラ

情報インフラとは、有線無線を問わず、ネットワークに接続する情報通信に必要な基盤や技術のこと。

※タブレット端末

ネットワークサービスを利用するための携帯端末のこと。

本町が、防災行政無線に代わる行政情報配信システムとして各戸配布する携帯端末のこと。

第6章 開かれた・ええまち

政策分野14 財政運営

政策分野15 行政

政策分野14 財政運営

【持続可能な財政運営】

◆将来を見据えた財政運営

現状・課題

財政運営は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政指標^{*}の公表をはじめ、常に予算・決算の状況を公表し、住民と行政が共通の認識を持ち将来を見据えて取り組むことが必要です。

建設事業等の実施に伴う町債の発行は、後年度の財政負担を強いることになるため事業実施にあたってはその必要性、効果、受益、財政指標^{*}等を踏まえ、長期的な視点で十分に検討を行う必要があります。

近年頻発する災害に備えるため適切な基金の積立てを行う必要があります。

方向性（方針）

本町の財政状況を公表し、住民の理解を進め、財政運営の目標設定や適切な資産管理を行うことで財政の健全化を図ります。

中長期的な見通しを持った財政運営を進めるため、災害復旧事業等に備えた十分な基金を確保し、持続可能な財政運営を目指します。

施策 将来を見据えた財政運営

○社会変化による新たな行政需要に応えられる行政組織とするため、事務事業の見直しなど継続した改善を行い、予算の単年度主義の原則を堅持し、住民が真に必要としている事業を実施します。

基本項目	事務事業	事業内容
健全な財政の堅持	財政計画の策定と実施	財政計画の策定と計画に基づいた財政運営を実施します。
		災害等に備えて適切に基金の積立てを行います。

関連計画等

伊根町財政計画

伊根町定員管理計画

伊根町公共施設等総合管理計画

※財政指標

収支のバランスや財政のゆとり、将来の負担など、地方公共団体の財政構造を読み取る5つの指標（資金不足比率、将来負担比率、実質公債比率、連結実質赤字比率、実質赤字比率）のこと。

政策分野15 行政

【生き生き頑張る行政】

- ◆職員の能力向上
- ◆将来を見据えた行政運営
- ◆透明性のある行政

現状・課題

人口減少や少子高齢化、産業構造の変化などの社会変化による新たな行政需要の高度化・多様化に対応するために職員の能力向上を図る必要があります。

限られた財源で、持続可能な行政運営を進めていくためには、事務事業の再編・整理、統合・廃止が必要です。

老朽化した公共施設等の適切な管理、整備や有効活用等を取り組む必要があります。

政策がどの程度達成しているのか適切な評価を行い、まちづくりに対して住民の理解を得ることができる透明性のある行政運営を進めることが重要です。

住民が求める情報を分かりやすく速やかに伝える必要があります。

方向性（方針）

職員一人ひとりが求められる担当分野の専門性を高めるだけでなく、職員相互が業務を補完できる組織づくりを進め、組織として行政サービスの低下を防ぎ向上を図ります。また、地域の実態を把握し、課題解決に繋がる柔軟な発想ができる職員の育成を進めます。

公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点により更新・統廃合・長寿命化を計画的に行います。

本町の現状やまちづくりの取組状況などの情報を分かりやすく速やかに伝えるため広報の充実を図ります。

施策 職員の能力向上

○人材育成に関する基本方針を定め、住民に信頼される高い意欲と能力を持った職員を育成します。

基本項目	事務事業	事業内容
職員の能力向	人材の育成	職員の能力向上を図るため計画的な研修を行います。
	人事評価制度の運用	職員を客観的に評価し職員個々の意欲を引き出すため、育成型の人事評価制度を行います。

施策 将来を見据えた行政運営

基本項目	事務事業	事業内容
適正な行政運営	行政組織の適正化	本町の实情に沿った定員の設定を行います。
	公共施設等の適正化	公共施設等の更新・統廃合・遊休施設の利活用・長寿命化を計画的に行います。
事業評価の実施	事務事業評価の実施	本計画に基づいた政策の事務事業評価を住民視点により行います。
	継続的な事業見直し	予算編成時にPDCAサイクル※による事業見直しを行います。

施策 透明性のある行政

○行政情報配信システム「伊根町ネットワーク回覧板」を活用し、幅広い世代の方に配慮した広報活動や意見交換できる仕組みづくりを進めます。

基本項目	事務事業	事業内容
広報の充実	広報誌の発行	まちのできごとや行政施策の成果など、必要な情報を掲載した広報紙を発行します。
	ホームページの充実	情報の即時性を生かし速やかに更新作業を行うとともに、定期的な内容の見直しを行います。

関連計画等

- 伊根町人材育成方針
- 人事評価マニュアル

※PDCAサイクル

PDCAサイクル（ピーディーシーエーサイクル）とは、計画-実行-評価-改善（Plan-Do-Check-Act）の頭文字。
計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する継続的改善手法のこと。

